

正 誤

平成24年 3 月30日付け大阪広域水道企業団管理規程第12号（大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程）中

箇 所	誤	正																		
改正後の欄に掲げる別表第 1 中	<table><tr><th>職</th><th>区分</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事</td><td>4 種</td></tr><tr><td>経営管理部広域車携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職	区分	(略)	(略)	技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事	4 種	経営管理部広域車携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長		(略)	(略)	<table><tr><th>職</th><th>区分</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域車携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長</td><td>4 種</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職	区分	(略)	(略)	技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域車携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長	4 種	(略)	(略)
	職	区分																		
(略)	(略)																			
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事	4 種																			
経営管理部広域車携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長																				
(略)	(略)																			
職	区分																			
(略)	(略)																			
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域車携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長	4 種																			
(略)	(略)																			